

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十三條第一項ただし書、第六十五條の二第一項ただし書、第六十六條第六項第十二号及び第六十七條第五項第十四号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の三第五号の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令及び有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
<p>(持株会)</p> <p>第六条 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める者は、株券の発行者である会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社に該当する会社をいう。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「項を削る。」</p>	<p>(持株会)</p> <p>第六条 令第一条の三の三第五号に規定する内閣府令で定める者は、会社又はその被支配会社等の役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該会社又はその被支配会社等に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又は従業員とする。</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 会社が他の会社の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社（次号及び次項において「被支配会社」という。）</p> <p>二 被支配会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>4 前項各号の場合における議決権（総株主等の議決権を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。）第四百七十七条第一項又は第四百</p>

(出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの)

第七条 「略」

2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

一 会社が他の会社の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の二十以上の議決権(社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)第四百七十七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)を保有する場合における当該の会社

〔二〕三 略〕

(取得勧誘類似行為)

第九条 法第二条第三項各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 株券 当該株券の発行者が会社法第九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの申込み又はその買付けの申込み

十八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

(出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの)

第七条 「同上」

2 「同上」

一 会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権(社債等振替法第四百七条第一項又は第四百八条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)を保有する場合における当該の会社

〔二〕三 同上〕

(取得勧誘類似行為)

第九条 「同上」

一 株券 当該株券の発行者が会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項の規定に基づいて行う当該株券の売付けの

<p>の勧誘 「二〇六略」</p>	<p>申込み又はその買付けの申込みの勧誘 「二〇六同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
<p>(報告書の提出を要しない場合) 第三十条 「略」</p> <p>2 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社(会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。第四十条第五項、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。)に該当する会社をいう。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>3 第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社(上場会社等を除く。)をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>「二・三 略」</p>	<p>(報告書の提出を要しない場合) 第三十条 「同上」</p> <p>2 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権(法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。)の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社</p> <p>「二・三 同上」</p>

4 令第四条の四第三項の規定は、前項第一号の場合において上場会社等が保有する議決権について準用する。

(特定組合等の組合員に係る売買に関する報告)

第四十条 「略」

〔2〕4 略〕

5 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

6 「略」

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六條第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕十三 略〕

十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

(特定組合等の組合員に係る売買に関する報告)

第四十条 「同上」

〔2〕4 同上〕

5 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、第三十条第二項各号のいずれかに該当する会社をいう。

6 「同上」

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 「同上」

〔一〕十三 同上〕

十四 「同上」

イ 業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下イ及び第六十三条第一項第十四号イにおいて同じ。）による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。

ロ 業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

- (1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。)に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

〔2〕・〔3〕 略

ハ 「略」

2 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

イ 業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買等の書面による計画の実行として売買等を行うこと。

ロ 「同上」

- (1) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者（法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するもの）に限り、法第二十九条の四の第二十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。）を行う者に限る。(2)並びに第六十三条第一項第十四号ロ(1)及び(2)において同じ。)に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

〔2〕・〔3〕 同上

ハ 「同上」

2 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。

「号を削る。」

「号を削る。」

「号を削る。」

3 「略」

4 令第四条の四第三項の規定は、前項第一号の場合において上場会社が保有する議決権について準用する。

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇十三 略」

十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 「略」

一 上場会社等が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

3 「同上」

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において上場会社等又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決権について準用する。

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 「同上」

「一〇十三 同上」

十四 「同上」

イ 「同上」

ロ 公開買付け等事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

(1) 当該契約若しくは計画又はこれらの写しが、金融商品取引業者に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

〔2〕・〔3〕 略

ハ 「略」

2 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該発行者の子会社に該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

〔号を削る。〕

3 「略」

4 令第四条の四第三項の規定は、前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者が保有する議決権について準用する。

ロ 「同上」

(1) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約を締結した相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

〔2〕・〔3〕 同上

ハ 「同上」

2 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

三 前号に掲げる会社が他の会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

3 「同上」

4 令第四条の四第三項の規定は、第二項各号及び前項第一号の場合において公開買付け等に係る上場等株券等若しくは上場株券等の発行者又は第二項第一号若しくは第二号に掲げる会社が保有する議決

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>権について準用する。</p>
---------------------------	-------------------

附 則

(施行期日)

1 この府令は、令和三年一月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。